

全ト協発第461号(輸)
令和5年12月11日

都道府県トラック協会長 様

公益社団法人全日本トラック協会
会長 坂本克己

令和6年 引越繁忙期対策実施事項について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、当協会の事業運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当協会では、別添のとおり、消費者対策の一環として引越輸送における「令和6年 引越繁忙期対策実施事項」を定め、全国的に取り組むことといたしました。

本実施事項では、引越輸送の運転者及び引越作業員の不足が慢性的に続く状況下において、消費者トラブルの防止や引越輸送の品質維持を図るため、引越作業が集中する来年3月から4月における引越を極力避けるよう「分散引越」を引越予定者に呼び掛けるとともに引越輸送に関わる協会員の皆様におかれましては車両、人員の確保に努め、引越利用者に対する標準引越運送約款に基づく下見の実施、見積書の発行、約款の提示、さらに引越作業時における破損等の事故防止の徹底や引越相談窓口の明確化と適切な対応による消費者トラブル防止に向けた取組みを進めることとしています。

貴協会員の皆様へ本実施事項をご周知いただきますとともに、併せてPR活動の積極的な推進につきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具